

(記載例)

デジタル式運行記録計の算出基礎別紙

〈事務所機器あり〉

●デジタル式運行記録計の補助金計算			
補助金額	460,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	2,061,000	円 (車載器 12 台分)	
② 事務所機器の補助対象経費＝	894,900	円 (事務所機器 1 台分)	
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額3万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額10万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額3万円/1台あたりを	
	②×④は	上限額10万円/1台あたりを	
	適用＝	30,000 円 × 12 台 + 100,000 円 × 1 台	
	＝	460,000 円	
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈事務所機器なし〉

●デジタル式運行記録計の補助金計算			
補助金額	90,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	405,600	円 (車載器 3 台分)	
② 事務所機器の補助対象経費＝	0	円 (事務所機器 0 台分)	
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額3万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額10万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額3万円/1台あたりを	
	②×④は		
	適用＝	30,000 円 × 3 台 + 円 ×	
	＝	90,000 円	
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈補助金上限・事務所機器あり〉

●デジタル式運行記録計の補助金計算			
補助金額	800,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	3,103,000	円 (車載器 29 台分)	
② 事務所機器の補助対象経費＝	291,000	円 (事務所機器 1 台分)	
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額3万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額10万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額3万円/1台あたりを	
	②×④は	補助率1/3を	
	適用＝	30,000 円 × 29 台 + 291,000 円 × 1/3	
	＝	967,000 円 =800,000円(上限額80万円のため)	
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈補助金上限・事務所機器なし〉

●デジタル式運行記録計の補助金計算			
補助金額	800,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	3,687,600	円 (車載器 28 台分)	
② 事務所機器の補助対象経費＝	0	円 (事務所機器 0 台分)	
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額3万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額10万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額3万円/1台あたりを	
	②×④は		
	適用＝	30,000 円 × 28 台 + 円 ×	
	＝	840,000 円 =800,000円(上限額80万円のため)	
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

(記載例)

映像記録型ドライブレコーダーの算出基礎別紙

〈事務所機器あり〉

●映像記録型ドライブレコーダーの補助金計算			
補助金額	130,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	590,000	円	(車載器 5台分)
② 事務所機器の補助対象経費＝	205,000	円	(事務所機器 1台分)
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額2万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額3万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額2万円/1台あたりを	
	②×④は	上限額3万円/1台あたりを	
適用＝	20,000	円 × 5台 +	30,000 円 × 1台
＝	130,000	円	
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈事務所機器なし〉

●映像記録型ドライブレコーダーの補助金計算			
補助金額	20,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	146,500	円	(車載器 1台分)
② 事務所機器の補助対象経費＝	0	円	(事務所機器 0台分)
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額2万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額3万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額2万円/1台あたりを	
	②×④は		
適用＝	20,000	円 × 1台 +	円 ×
＝	20,000	円	
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈補助金上限・事務所機器あり〉

●映像記録型ドライブレコーダーの補助金計算			
補助金額	800,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	4,158,000	円	(車載器 84台分)
② 事務所機器の補助対象経費＝	40,000	円	(事務所機器 1台分)
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額2万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額3万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	補助率1/3を	
	②×④は	補助率1/3を	
適用＝	4,158,000	円 × 1/3 +	40,000 円 × 1/3
＝	1,399,300	円	＝800,000円(上限額80万円のため)
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈補助金上限・事務所機器なし〉

●デジタル式運行記録計の補助金計算			
補助金額	800,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	2,600,000	円	(車載器 40台分)
② 事務所機器の補助対象経費＝		円	(事務所機器 台分)
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額3万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額10万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	補助率1/3を	
	②×④は		
適用＝	2,600,000	円 × 1/3 +	円 ×
＝	866,600	円	＝800,000円(上限額80万円のため)
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

(記載例)

デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの算出基礎別紙

〈事務所機器あり〉

●デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの補助金計算			
補助金額	415,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	1,722,000	円	(車載器 6台分)
② 事務所機器の補助対象経費＝	345,000	円	(事務所機器 1台分)
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額5万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額13万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額5万円/1台あたりを	
	②×④は	補助率1/3を	
	適用＝	50,000	円 × 6台 + 345,000
	＝	415,000	円 × 1/3
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈事務所機器なし〉

●デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの補助金計算			
補助金額	100,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	556,000	円	(車載器 2台分)
② 事務所機器の補助対象経費＝	0	円	(事務所機器 0台分)
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額5万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額13万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額5万円/1台あたりを	
	②×④は		
	適用＝	50,000	円 × 2台 +
	＝	100,000	円
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈補助金額上限・事務所機器あり〉

●デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの補助金計算			
補助金額	800,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	8,752,400	円	(車載器 28台分)
② 事務所機器の補助対象経費＝	247,600	円	(事務所機器 1台分)
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額5万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額13万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額5万円/1台あたりを	
	②×④は	補助率1/3を	
	適用＝	50,000	円 × 28台 + 247,600
	＝	1,482,500	円 = 800,000円(上限額80万円のため)
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			

〈補助金額上限・事務所機器なし〉

●デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの補助金計算			
補助金額	800,000	円	
① 車載器の補助対象経費＝	8,072,250	円	(車載器 30台分)
② 事務所機器の補助対象経費＝	0	円	(事務所機器 0台分)
③ 車載器の補助率＝1/3もしくは上限額5万円/1台あたり			
④ 事務所機器の補助率＝1/3もしくは上限額13万円/1台あたり			
補助金額＝①×③＋②×④・・・において、	①×③は	上限額5万円/1台あたりを	
	②×④は		
	適用＝	50,000	円 × 30台 +
	＝	1,500,000	円 = 800,000円(上限額80万円のため)
※1 消費税は含まずに算出すること。			
※2 上記補助金額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。			